

みずたま



第47回 児童生徒図画・ポスターコンクール入賞作品 市長賞 藤縄 はるる さん

(他の入賞作品も水道局ホームページで紹介しています。)

お支払いは便利な口座振替で!

Web口座振替受付サービスが利用できます。

金融機関や水道局営業所の窓口でもお申込みができます。
水道局ホームページからも口座振替依頼書と専用封筒(切手不要)をダウンロードできます。

※クレジットによる支払いはお取り扱いしておりません。



引っ越しなどのご連絡

水道の使用開始・中止、使用者名義変更のご連絡

引越お客さま受付センター TEL (082) 511-5959
FAX (082) 228-8861

受付時間 月～金曜日 8:30～19:00 3月・4月の土曜日 9:00～17:00
(祝休日、12/29～1/3を除く。) ※お掛け間違いのないようご注意ください。

水道の使用開始・中止のご連絡は水道局ホームページからも
24時間お申込みいただけます。



お住まいの地域	料金などのお問い合わせは担当営業所へ 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15 (祝休日、8/6、12/29～1/3を除く。) ※お掛けの際は音声案内に従って【2】を押ししてください。
中区・東区 南区・西区	中央営業所 (水道局基町庁舎2階) 中区基町9番32号 TEL (082) 221-5522 FAX (082) 511-6925
安佐南区	安佐南営業所 (安佐南区役所3階) 安佐南区古市一丁目33番14号 TEL (082) 831-4565 FAX (082) 877-0679
安佐北区	安佐北営業所 (安佐北区役所3階) 安佐北区可部四丁目13番13号 TEL (082) 819-3958 FAX (082) 814-8859
安芸区 安芸郡 府中町・坂町	安芸営業所 (安芸区役所5階) 安芸区船越南三丁目4番36号 TEL (082) 821-4949 FAX (082) 823-6624
佐伯区	佐伯営業所 (水道局佐伯庁舎1階) 佐伯区海老園二丁目11番41号 TEL (082) 923-4121 FAX (082) 922-6985

お住まいの地域	修理などのお問い合わせは担当管理事務所へ 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15 (祝休日、8/6、12/29～1/3を除く。) ※夜間休日は、広島市水道局水道修理センターが受け付けます。 TEL(082)221-8099 FAX(082)222-6224
中区・南区	中部管理事務所 (水道局基町庁舎3階) 中区基町9番32号 TEL (082) 221-7222 FAX (082) 221-5606
東区・安芸区 安芸郡 府中町・坂町	東部管理事務所 (水道局牛田浄水場内) 東区牛田新町一丁目8番1号 TEL (082) 223-6611 FAX (082) 223-6615
西区 佐伯区	西部管理事務所 (水道局佐伯庁舎2階) 佐伯区海老園二丁目11番41号 TEL (082) 923-4122 FAX (082) 923-0016
安佐南区 安佐北区	北部管理事務所 (水道局高陽浄水場隣) 安佐北区落合南六丁目1番1号 TEL (082) 843-9220 FAX (082) 843-9290

水道の修理は、お近くの指定工事業者などにお申込みください。指定工事業者の連絡先などについては、水道局管理事務所にお問い合わせください。水道局ホームページでもご案内しています。

不審な電話やメールにご注意ください

水道局職員を装った不審者の訪問や電話、料金請求に関するメールが届いたというお問い合わせが寄せられています。

不審に思われたら、身分証明書の提示を求めらるか、水道局にお問い合わせください。



不審なメールは開かない!



お問い合わせ先

企画総務課広報広聴係

TEL (082) 511-6808 FAX (082) 221-5320



実際にあった不審な事例をホームページで紹介しています。



広島市は、SDGsと同じ社会の実現を目指しています。水道局の取組は、主にSDGsのゴール6「安全な水とトイレを世界中に」の達成に役立つものです。



編集発行

広島市水道局 企画総務課

TEL (082) 511-6808 FAX (082) 221-5320

令和5年9月発行



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

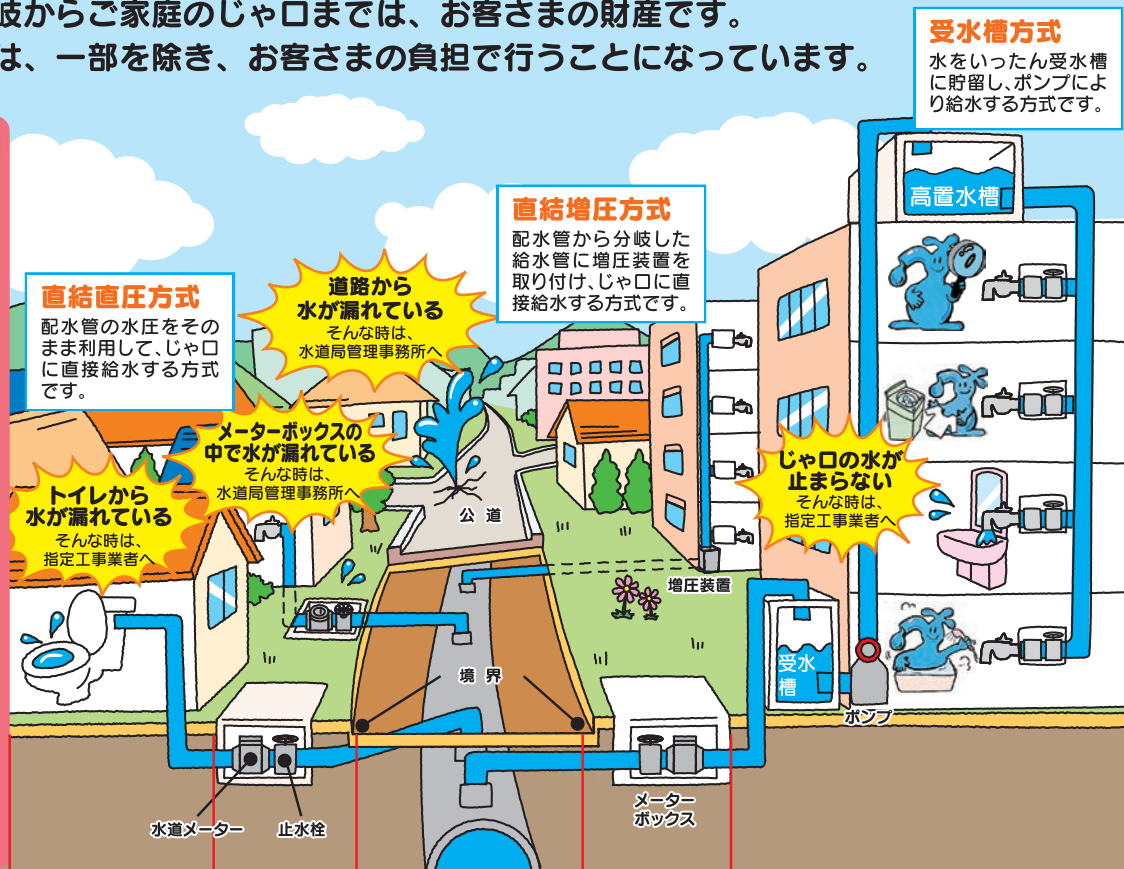
水道の管理区分と故障時の連絡先

道路内の配水管の分岐からご家庭のじゃ口までは、お客さまの財産です。
設置工事や修理工事は、一部を除き、お客さまの負担で行うことになっています。

水道メーターで漏水発見!

水道を使用していない状態でパイロットが回転しているときは、メーターからじゃ口までのどこかで漏水しています。じゃ口・トイレ・湯沸かし器などを調べてみてください。

漏水を発見した場合は、指定給水装置工事事業者（指定工事業者）へ修理をお申込みください。漏水箇所がわからないときは、お住まいの地域の担当営業所（裏面の連絡先を参照）へご連絡ください。



受水槽方式
水をいったん受水槽に貯留し、ポンプにより給水する方式です。

直結増圧方式
配水管から分岐した給水管に増圧装置を取り付け、じゃ口に直接給水する方式です。

直結直圧方式
配水管の水圧をそのまま利用して、じゃ口に直接給水する方式です。

トイレから水が漏れている
そんな時は、指定工事業者へ

メーターボックスの中で水が漏れている
そんな時は、水道局管理事務所へ

道路から水が漏れている
そんな時は、水道局管理事務所へ

じゃ口の水が止まらない
そんな時は、指定工事業者へ

維持管理	所有者またはお客さま		水道局	所有者またはお客さま	
修理費の負担	所有者またはお客さま	水道局が一部負担	水道局	水道局が一部負担	所有者またはお客さま
修理等の連絡先	指定工事業者	水道局管理事務所		指定工事業者	

お問い合わせ先 お住まいの地域の担当管理事務所（裏面の連絡先を参照）



- 指定工事業者については、お住まいの地域の担当管理事務所にお問い合わせください。水道局ホームページでもご案内しています。
- 宅地内の水道メーターまでの部分（屋外埋設部に限る。）で自然に漏水が発生した場合、お客さまからのお申込みにより、水道局が修理に要する費用の一部を負担し修理しています（適用には条件がございます。詳しくはお住まいの地域の担当管理事務所にお問い合わせください。）。
- 給水方式の採用に当たっては、お住まいの地域の担当管理事務所または指定工事業者にご相談ください。

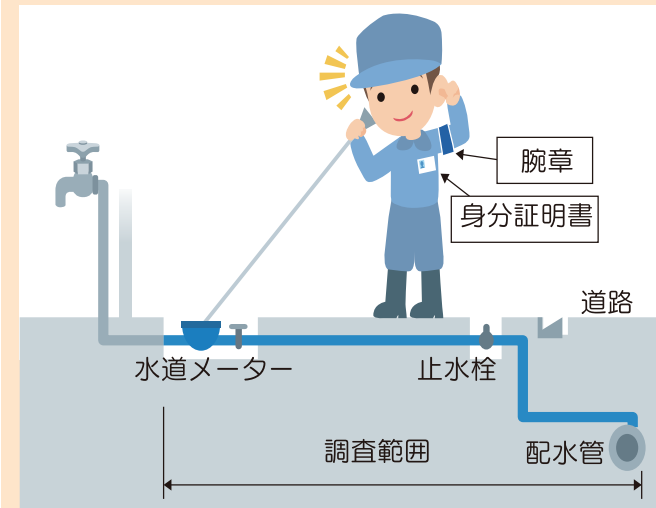
計画的な漏水調査を実施しています

水道局では、貴重な水資源の有効活用や漏水による道路陥没等の二次災害を防ぐため、漏水調査会社に委託して、道路内の配水管や水道メーターまでの給水管などの漏水調査を、計画的に行っています。

調査に当たって、調査員が広報チラシを持参して説明を行った後、敷地内に立ち入らせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

※調査員は、水道局が発行した「身分証明書」を携帯し、腕章を着用して調査を行います。

※この調査は、水道局の費用で実施しているため、お客さまに費用を請求することはありません。また、物品等の販売も一切行っていません。



お問い合わせ先

維持課 漏水防止係
TEL(082)511-6896
FAX(082)511-6859

修理に関するトラブルを防ぐために...

同様の修理の内容でも、費用は指定工事業者によって様々です。できるだけ複数の指定工事業者から見積りを取るなどして十分に比較・検討し、納得した上で修理を依頼してください。

